

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月4日

京都市長 門川 大作

京都市規則第42号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物新築等計画の認定に関する  
こと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)